

上田市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上田市訪問・通所型サービス B 事業補助金交付要綱（平成 30 年上田市告示第 93 号。以下「要綱」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象外経費)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費で要綱第 4 条に定める経費にかかわらず、補助対象経費としないものは次のとおりとする。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (2) 団体の構成員に係る人件費
- (3) 宿泊費
- (4) 食糧費
- (5) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の交付申請に係る書類)

第 3 条 要綱第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助金交付申請(様式第 1 号)に係る書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 1）
- (2) 収支予算書（様式第 1 号の 2）

(事業計画の変更に係る書類)

第 4 条 要綱第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助金変更・休止・廃止届出に係る書類は、様式を次のとおりとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号の 1）
- (2) 変更収支予算書（様式第 2 号の 2）

(実績報告に係る書類)

第 5 条 要綱第 6 条第 1 項第 9 号に規定する月別実績報告に係る書類は、上田市サービス B（訪問・通所）事業月別実績報告書（様式第 3 号）とする。

2 要綱第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する実績報告に係る書類は、様式を次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第 4 号の 1）
- (2) 収支決算書（様式第 4 号の 2）

(保険加入証拠書類の提出)

第 6 条 補助事業者は、訪問・通所型サービス B の開催及び運営にあたり必要な保険契約締結後に、保険加入証拠書類の写しを速やかに市長に提出するものとする。また、保険契約を変更及び解約した場合等も同様とする。

(会計の処理)

第 7 条 補助金の会計処理に当たっては、団体の特別会計で処理するとともに、帳簿等により適正な管理及び執行に務め、代表者以外の者の監査を受けるものとする。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。